

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例(昭和35年葉山町条例第261号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

消防団の定数の内訳及び出動に係る費用弁償の額を改めるとともに、消防団に本団部長を置き、その任期並びに報酬及び費用弁償の額を定めるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

葉山町消防団条例（昭和35年葉山町条例第261号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(定数)」に改め、同条中「、198人とし、分団毎の定数は、」を「198人とし、その内訳は」に改める。

第5条中「副団長」の次に「、本団部長」を加える。

第9条中「召集」を「招集」に改める。

第14条第2項中「従事する団員」の次に「(以下「ポンプ操縦員」という。)」を加える。

第15条第2項を削り、同条第3項中「順路に従い」を削り、「費用を弁償する」を「旅費を費用弁償として支給する」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、団長及び副団長は葉山町職員旅費支給条例（昭和31年葉山町条例第205号）における行政職（一）6級の職員、分団長及び副分団長は行政職（一）5級の職員、本団部長、部長及び班長は行政職（一）3級の職員、その他の団員は行政職（一）1級の職員に支給する旅費の例による。

第16条第1項中「9月末」を「、9月末」に、「もの、又はその日から退職又は死亡した場合は、」を「場合はその月から、年の中途において退職し、又は死亡した場合は」に改め、同条第2項中「費用弁償中別表第3に掲げるものは、毎月」を「前条第1項に規定する費用弁償は、」に、「別表第4に掲げるもの」を「同条第2項に規定する費用弁償」に改め、同条第3項中「この条例」を「、この条例」に、「一般職の職員に支給する旅費」を「葉山町職員旅費支給条例」に改め、同項ただし書きを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

	本団			分団					計
	団長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の 団員	
本団	1	2	6						198
第1分団				1	1	2	4	141(24)	
第2分団				1	1	2	4		
第3分団				1	1	2	4		
第4分団				1	1	2	4		
第5分団				1	1	2	4		
第6分団				1	1	2	4		

- 備考 1 ()内の人数は、第14条第2項に規定するポンプ操縦員とし、その他の団員を兼ねるものとする。
- 2 各分団におけるその他の団員の数は、定数を超えない範囲内で調整することができるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

階級	本団			分団					
	団長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員	ポンプ操縦員
年額	92,000 円	72,000 円	38,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	33,000 円	32,000 円	23,000 円

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

区分	1回あたりの金額	摘要
災害出動（4時間未満）	3,000円	日をまたぐ出動の場合は、暦日を1回とし、連続する出動時間の合計により区分を適用する。
災害出動（4時間以上）	4,000円	
警戒出動	3,000円	
訓練出動	3,000円	

備考 災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出動が年末（12月29日から同月31日まで）及び年始（1月1日から同月3日まで）であるときは、上記の金額に2,000円を加算して支給するものとする。

別表第4中「

部長及び班長	〃	1,500円	11,000円
団員	〃	1,400円	11,000円

」を

「

本団部長、部長及び班長	〃	1,500円	11,000円
その他の団員	〃	1,400円	11,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町消防団条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

消防団の定数の内訳及び出動に係る費用弁償の額を改めるとともに、消防団に本団部長を置き、その任期並びに報酬及び費用弁償の額を定めることとした。

2 内 容

- (1) 消防団の定数の内訳を改め、分団に属する「その他の団員」を定数の範囲内で調整することができることとした。
- (2) 消防団の本団に「本団部長」を 6 人置くこととし、報酬及び費用弁償の額を規定することとした。
- (3) 消防団の出動に係る費用弁償の額について改めることとした。
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町消防団条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町消防団条例 昭和35年 1 月11日条例第261号</p>	<p>葉山町消防団条例 昭和35年 1 月11日条例第261号</p>
<p>(定数)</p>	<p>(定員)</p>
<p>第3条 団員の定数は198人とし、その内訳は別表第1のとおりとする。</p>	<p>第3条 団員の定数は、198人とし、分団毎の定数は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第5条 団長、副団長、本団部長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、重任することを妨げない。</p>	<p>第5条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、重任することを妨げない。</p>
<p>(服務心得)</p>	<p>(服務心得)</p>
<p>第9条 団員は、団長の招集によって出勤し、服務するものとする。</p>	<p>第9条 団員は、団長の召集によって出勤し、服務するものとする。</p>
<p>2 招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し服務に就かなければならない。</p>	<p>2 召集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し服務に就かなければならない。</p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬)</p>
<p>第14条 団員には階級に応じ別表第2に定める報酬を支給する。</p>	<p>第14条 団員には階級に応じ別表第2に定める報酬を支給する。</p>
<p>2 消防ポンプ自動車等の操縦に従事する団員(以下「ポンプ操縦員」という。)の報酬は、団員報酬に加給する。</p>	<p>2 消防ポンプ自動車等の操縦に従事する団員の報酬は、団員報酬に加給する。</p>
<p>(費用弁償)</p>	<p>(費用弁償)</p>
<p>第15条 団員が災害の鎮圧、警戒及び訓練のため出勤したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。</p>	<p>第15条 団員が災害の鎮圧、警戒及び訓練のため出勤したときは、別表第3に定める費用弁償を支給する。</p>
<p>2 団員が公務のため出張したときは、別表第4に定める旅費を費用弁償として支給する。</p>	<p>2 団員に支給する費用弁償は、前項によるほか災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出勤が年末(12月29日、同月30日及び12月31日)及び年始(1月1日、同月2日及び1月3日)であるときは、前項の出勤手当に2,000円を加算する。</p>
<p>2 団員が公務のため出張したときは、別表第4に定める旅費を費用弁償として支給する。</p>	<p>3 団員が公務のため出張したときは、順路に従い別表第4に定める費用を弁償する。</p>

改正後										改正前												
<p>3 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、<u>団長及び副団長は葉山町職員旅費支給条例（昭和31年葉山町条例第205号）における行政職（一）6級の職員、分団長及び副分団長は行政職（一）5級の職員、本団部長、部長及び班長は行政職（一）3級の職員、その他の団員は行政職（一）1級の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>4 （略） （報酬、費用弁償の支給の時期及び方法）</p> <p>第16条 報酬は、毎年4月から翌年3月までを1年とし、<u>9月末及び翌年3月末に等分してこれを支給する。ただし、年の中途において就職した場合はその月から、年の中途において退職し、又は死亡した場合はその月までを支給する。</u></p> <p>2 前条第1項に規定する費用弁償は、その月分を翌月10日までに、<u>同条第2項に規定する費用弁償は、その都度支給する。</u></p> <p>3 費用弁償の支給方法は、<u>この条例に定めるもののほか、葉山町職員旅費支給条例の例による。</u></p>										<p>4 （略） （報酬、費用弁償の支給の時期及び方法）</p> <p>第16条 報酬は、毎年4月から翌年3月までを1年とし、<u>9月末及び翌年3月末に等分してこれを支給する。ただし、年の中途において就職したものの、又はその日から退職又は死亡した場合は、その月までを支給する。</u></p> <p>2 費用弁償中別表第3に掲げるものは、<u>毎月その月分を翌月10日までに、別表第4に掲げるものは、その都度支給する。</u></p> <p>3 費用弁償の支給方法は<u>この条例に定めるもののほか、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、団長及び副団長については6級の職員、分団長、副分団長、部長、班長及びその他の団員については5級の職員の例による。</u></p>												
別表第1（第3条関係）										別表第1（第3条関係）												
			本団			分団				計												
	団長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の団員														
本団	1	2	6						141(24)	198	本部	1	2								3	
第1分団				1	1	2	4								1	1	2	4	22	(4)		30
第2分団				1	1	2	4								1	1	2	4	22	(4)		30
第3分団				1	1	2	4								1	1	2	4	22	(4)		30
第4分団				1	1	2	4								1	1	2	4	22	(4)		30
第5分団				1	1	2	4								1	2	3	6	33	(6)		45
第6分団				1	1	2	4								1	1	2	4	22	(4)		30
										計	1	2	6	7	13	26	143	(26)		198		

改正後

備考 1 ()内の人数は、第14条第2項に規定するポンプ操縦員とし、
 その他の団員を兼ねるものとする。
 2 各分団におけるその他の団員の数は、定数を超えない範囲内で
 調整することができるものとする。

別表第2 (第14条関係)

階級	本団			分団					ポンプ 操縦員
	団長	副団長	本団部 長	分団長	副分団 長	部長	班長	その他 の団員	
年額	92,000 円	72,000 円	38,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	33,000 円	32,000 円	23,000 円

別表第3 (第15条関係)

区分	1回あたりの	摘要
	金額	
災害出動 (4時間未満)	3,000円	日をまたぐ出動の場合は、暦日を 1回とし、連続する出動時間の合 計により区分を適用する。
災害出動 (4時間以上)	4,000円	
警戒出動	3,000円	
訓練出動	3,000円	

備考 災害の鎮圧、警戒及び訓練のための出動が年末(12月29日から同月
 31日まで)及び年始(1月1日から同月3日まで)であるときは、上
 記の金額に2,000円を加算して支給するものとする。

別表第4 (第15条関係)

区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
団長及び副団長	実費	1,900円	12,000円
分団長及び副分団長	"	1,600円	11,000円
本団部長、部長及び班長	"	1,500円	11,000円
その他の団員	"	1,400円	11,000円

改正前

別表第2 (第14条関係)

職名	団長	副団長	分団長	副分団 長	部長	班長	団員	技術員
年額	92,000 円	72,000 円	56,000 円	47,000 円	38,000 円	33,000 円	32,000 円	23,000 円

別表第3 (第15条関係)

区分	単位	金額	摘要
災害出動	1回	2,700円	現場に於いて業務に従事したものに支給す る。
訓練出動	1回	2,700円	1日以上にわたるときは1日を単位とする。
警戒出動	1回	2,700円	同

別表第4 (第15条関係)

区分	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
団長及び副団長	実費	1,900円	12,000円
分団長及び副分団長	"	1,600円	11,000円
部長及び班長	"	1,500円	11,000円
団員	"	1,400円	11,000円